個人の貯蓄行動に地域コミュニティ活動が及ぼした影響 :近代における三等郵便局(現特定郵便局)の活動に注目して 2024年6月

中央大学経済学部 准教授 田中光

# 1 問題意識と先行研究

近現代日本の家計貯蓄率すなわち個人による貯蓄は、20世紀初頭の貯蓄性向の変化以来、対 GNP 比 10%前後の高率を戦前期を通じて保ち、戦後も長らく 2000年代まで一定度の高水準を維持してきた。このような日本経済の長年の高貯蓄率は、日本人だけでなく国際的にも「日本人は倹約の伝統を持ちそれにしたがって貯蓄に励む」(ウォルフレン 1994)と評価されてきた。このことにも現れているように、日本の貯蓄率の上昇は、株式などの有価証券といった資産形成によるマクロ的な貯蓄よりも、主に銀行預金や郵便貯金といった現金性の高い貯蓄の保有によって達成されてきた。

しかしこの「貯蓄の伝統」は前述の通り 20 世紀初頭に形成されたものであり、近世から 日本に存在したものではない。高い貯蓄性向が全国民的に醸成された背景には、政府の貯蓄 奨励政策と学校教育での貯蓄奨励が大きく意味を持ったことを、筆者はこれまでの研究で 明らかにしてきた(田中 2018)。

しかしその中でその影響力が示唆されていながら、明らかにしきれなかったものが、各地域の三等郵便局長、すなわち現在の特定郵便局長 1をはじめとした地方名望家 2と呼ばれる諸氏が地域社会の貯蓄行動に及ぼした役割の詳細である。そもそも明治初期の時点で日本全国に設置された地域の小規模郵便局がその郵便業務の遂行自体によって日本経済の発展、とりわけ地域経済の発展に資してきたことは論を俟たないが、地域社会内でのその金融的意義に関してはいまだ議論が尽くされていない。

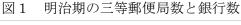
とりわけ日本においては、1872年の国立銀行条例制定後、まだ全国的な銀行叢生が起こる以前の1874年には郵便為替制度、1875年には郵便貯金制度が開始されるという、民間金融機関の整備に先駆けた国営の金融制度の整備が行われていた。1880年代後半以降、19世紀末には銀行業を含めた企業勃興が起こったが、この中では三等郵便局長の人材自体が

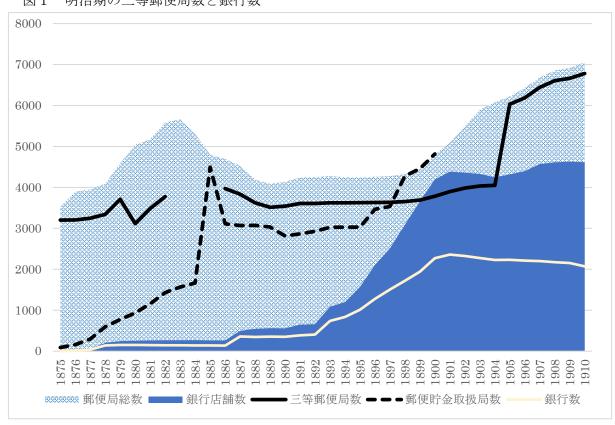
<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> なお特定郵便局長についての厳密な定義は法的には存在せず、1950年2月1日の公達11号において「特定郵便局長を長とする郵便局」と定義されているのみである。(田原、2009、30) また、地方の小規模郵便局が一律に三等と等級付けされるようになったのは後述のように1886年以降のことであるが、本稿ではそれ以前の郵便取扱人・郵便取扱役時代に関しても基本的にそれらの小規模局の担い手のことを三等郵便局長と呼称する。 <sup>2</sup>地方名望家の定義は、山中永之佑『近代日本の地方制度と名望家』(1990) に準じ、「一定の地域の中で、豊かな財産、経済力を基礎として、家柄、英雄的行動、慈善的行為、指導力、活動力等々、何らかの理由によって地域の住民から信頼と支持をえており、そのことによって、地域住民の代表となることができる資質、能力を有し、また地域の行政にもたずさわることができる資質、能力と可能性を持つ事が期待されているという意味において、地域住民から高い尊敬をうける名誉と人望を持つ人々」の意味で用いる。

一部銀行業に流出したことも指摘されており(杉浦1986)、銀行と郵便局の人材は初期には 重複していたことが確認できる。

一方で 1900 年代には民間銀行の担い手側は零細貯蓄の収集はコストに利益が見合わな いと判断しており、大衆からの積極的な貯蓄収集は政府の役目と認識していた(『銀行通信 録』1900)。預金収集業務において、銀行側が郵便貯金を民業圧迫と非難する姿勢はほぼ見 られなかったのである。これはそもそも日本の前近代の金融システムには預金による資金 調達とそれを基盤とした信用創造機能というものが備わっておらず、そのために当時の財 界の担い手自身に大衆 (非富裕層) からの預貯金を金融機関の資金源として認識する能力が 無く、そのマクロ的な重要性が理解されていなかったことが背景にあると考えられる。

そうした中で 1900 年以降、大衆的な普及を遂げ巨額に成長していく郵便貯金の存在は、 信用創造機能の重要性を日本国内の民間金融機関の担い手側に実践的に理解させていくも のとなったのではないだろうか。元々地方においては銀行と郵便局の担い手は人材的にも 地方名望家層という同じ階層を母体としていたことは、三等郵便局長の銀行業への転身が 見られたことから明らかであり、職業を越えた知識や知見の交換が行われていた可能性は 高い。地方における郵便局の経営の定着と郵便貯金の成長とは、日本の金融システムの中に 銀行の預金業務の意義そのものを認識させるためにも大きな意義を持ったと考えられるの である。





注:1882年までの三等郵便局数は五等郵便局数、1905年以降の三等郵便局数には無集配局を含む。一時的に貯金取扱局数が郵便局総数を超えている時期があるが詳細は不明、臨時取扱局などを含んでいる可能性がある。銀行数=国立銀行+私立銀行、銀行店舗数=銀行数+支店数(ただし1894年は私立銀行の支店数が不明のため前年度の数値を使用)

出典)統計局『日本帝国統計年鑑』各年度版、郵政省編『郵政百年史資料』第 30 巻、郵政統計資料(1968)より作成。

また、1900年代は日本全体に郵便貯金および貯蓄習慣が定着した時期というだけでなく 1880年代に一時は減少した三等郵便局が改めて増加し定着していく時期でもあった(図 1)。 三等郵便局は第二次世界大戦後に制度改編が行われるまで、基本的には厳密な意味での公務員ではない、独立採算の実質的な個人経営事業として営まれていた。一種のフランチャイズ式の自営業者であったと評することのできる三等郵便局の経営は、個人事業主の側の視点から見た時、果たして他の業種に比べてどのような得失があり、その経営はどのように選好されていたのだろうか。こうした視点は、他業種に三等郵便局長が人材として流出することがありえたことを踏まえると重要なものであるはずだが、管見の限り自営業主としての視点から郵便局経営を分析したものはそう多くない。

三等郵便局長の職は先行研究上長らく名誉職であると理解され、名誉の故に人々が就任する職であると扱われてきた。しかし 1880 年代の郵便局減少を踏まえ、銀行業との人的資源の競合が存在したことを考えると、郵便局経営を維持するかどうか、その経営判断には名誉以外の経済的合理性に基づく判断があったと推測される。もっとも、三等郵便局長がどのような収入状態にあって、局長職に伴う利益・損失がどういったものであったのか、詳細な実証研究は資料上の制約からそう多くない。

明治期の三等郵便局の経営に関しては田原啓祐「戦前期三等郵便局の経営実態-滋賀県山上郵便局の事例より」(2009)、巻島隆「明治期の三重県松阪郵便取扱所、永谷久右衛門-飛脚問屋からの転身」(2024)の分析があり、それぞれ郵政博物館に残された三等郵便局資料を用いた実証分析として白眉であるが、残念ながらやはり資料的制約のために、本稿が注目する企業勃興期に関する分析に重きは置かれていない。

なお、三等郵便局長を含むいわゆる地方名望家層が日本の工業化初期にあたって、地域で教育などの社会運動に影響を持ってきたことは、概論としては既によく知られている(宮地1973)。また地方名望家はしばしば地域内における資産家として、地域経済における投資家あるいは起業家としての側面を持つものであるために、その側面に関しては個別産業の経営分析の形で研究蓄積が重ねられてきた(中西2019)。しかしこれらの産業研究の中では、郵便局という組織がそれ自体は企業組織ではないが故に、人的資本の上での競合関係が論じられてきたこともほとんどなく、また三等郵便局長が地域経済に果たした役割が分析されてきたことも少ない。

そこで本稿では改めて、1880年代から1900年代にかけての企業勃興期前後の郵便局の

減少期から定着・増加期の制度史を振り返り、それに個別事例の検討を加えることで、近代 日本の貯蓄性向そのものの変化期でもある当該期における三等郵便局長の活動とその経営 の定着とが地域経済に対して持った社会経済的意義を分析しようとするものである。

19世紀末から 20世紀初頭にかけて、三等郵便局長たちは地方における金融業の発展と普及そのものに大きな影響を有していたと考えられるが、彼らはなぜ民間金融業ではなく郵便局長の職務を維持してきたのか。本稿は地方経済の停滞や少子高齢社会を受け特定局制度そのものが見直しの岐路に立ち、マクロ的な国民経済としての貯蓄率の傾向も変化しつつある今、改めて三等郵便局とその担い手が日本の金融システムに対して有した役割と影響がどのようなものであったか確認しようとするものである。

# 2 特定郵便局の制度的起源とその展開

# 2-1 郵便制度創業期の郵便局の展開(~1885年)

そもそも郵便制度は、飛脚制度の代替となるべき国営事業として 1871 年に始まった。江戸時代の間に全国網の整えられていた飛脚や伝馬制度は利用せず、人材からして異なる組織として全国の通信・輸送網を構築しようとすれば、当然、新規の設備を備えた郵便局とその職員を新たに日本全国に設置する必要がある。本来であればごく短期の間に局舎と郵便物出納の事務処理・切手等印紙販売の金銭管理が可能な人材をすべて揃えることは困難だっただろうが、政府はこれを、民間人材の無給での任用という、前近代的な強権を用いる形で強引に解決していった。

1872 年 1 月 26 日の大蔵省決議は、全国各地での郵便局設置にあたって、民間人材のほぼ無給での任用とその自宅の無償利用で強引に解決を図るという政府方針を確定した 3。 1873 年 6 月の正院伺から出された 8 月 14 日の太政官第三百二号達では、郵便創業にあたって政府がさすがに一般民間人に対価も無しに無茶を強いた、「即今郵便創業の際、得失不相酬の儀に付」と認識していたことが理解できる。しかしそこで政府は郵便取扱人(後の三等郵便局長)に適切な給与を支給するのではなく、公務員に準じる「駅逓寮十三等出仕以下、等外付属の格式を賜」らせることで、名誉をもって報酬に代えることを決定した。また同時に「其者の居宅を以て郵便仮役所と致」すとして、局長の自宅を無償で郵便局舎として利用することも確定させている。

郵便取扱人自一等至七等等級設置の事

い

明治六年六月十四日正院へ伺

諸道要勝の地に郵便役所を可被置の処、夥多の箇所、一時建築の費用莫大の儀、且其事務に応じ吏員在勤せしむべくの処、是亦夥多の費用にて即今郵便創業の際、得失不相酬の儀に付、当分の間格別の御詮議を以て各地土人中より其任に可応者を選び、駅逓寮十

 $<sup>^{3}</sup>$ 大蔵省議(明治  $^{4}$  年  $^{12}$  月  $^{17}$  日)による。(田原、 $^{2009}$ 、 $^{30}$  頁)なお当時駅逓寮は大蔵省内の部署。

三等出仕以下、等外付属の格式を賜り、適宜の手当を支給し、其者の居宅を以て郵便仮 役所と致し、事務為取扱候様被成下度、此段相伺申候。

指令 郵便取扱人の儀、一等より七等まで等級相設何等郵便取扱役と相唱、一等は官等十三等に準じ其以下右等級を追て可申付、尤手当の儀は従前の儘、支給可致事 但其者の居宅を以て仮役所と定め候儀は不苦事(明治六年七月二十五日)正院本省規画決議簿 4

1874年1月14日の大蔵省決議「郵便取扱人へ辞令授与の事」では、1873年時点で既に 郵便取扱人によって経営される1200以上の小規模郵便局(後の特定局)が存在したことが 確認できる。また、この時点で郵便取扱人は官吏に準じる扱いになってはいるが「線路の相 開候に随ひ尚増加の見込に有之候処、現今すら病死或は他の故障筋等にて退職申出候者不 尠、其変換の都度手数不一方」として、あまりに多人数の人事を扱う上で大蔵省本体での決 裁を仰がねばならないことは煩瑣として、駅逓局内のみでその採用・昇進の人事を決定する ことが可能になった5。

また、同年 1874 年 6 月の大蔵省議では、「郵便取扱役諸手当の儀、最初創業の際は僅少の御給与にても之れに甘じ従事候得共」と、郵便取扱役に対する給与が少額過ぎる状況にあることを政府内でも認めている。これに伴い「地方官より申立の趣にては一層の御増給無之ては久く此業に従事する者有之間敷との見込は実際当然の儀と相考候」と、地方の現場からはこのままでは郵便業務を引き受ける一般民間人がいなくなる懸念があるという意見が出され、本省もそれを理解したことが記されている。

業務量の多い地域の郵便局に関しては本来であれば「正俸官員被差置可然地位も有之候」と、すべて正規の官僚が担うべき業務であると理解した上で、「左候ては巨多の御出費にも相成候間、先づ従前の通、其土人を以て郵便事務を為取扱候」と、土人すなわち一般人を人件費コストの関係から無給に近い形で郵便局長として利用しつづける方針を大蔵省は選択した。一部の大規模郵便局は実際に正規の官僚によって運営されており、その運営コストの高額性を理解していたための選択と考えられる。

もっとも、民間人に負担を背負わせ続けるこの決断に伴い、大蔵省は業務量の多い一部の 郵便局の郵便取扱役の待遇改善を考慮して「取扱役一等二等の分、全国中百ヶ所と概算し、 以下其繁間適度を酌量し、別紙表面の割合を以て漸次御増給相成候様致度」と、手当を増額 することを決定している。しかし表1に示されるように、1874年時点で規定された郵便取 扱役に対する手当は、やや時代が下る比較となるが1882年時点での駅逓局内の正規官僚で ある判任官最下級17等の給与でさえ月12円6であったことを考慮すると、全国で百件ほ

<sup>4 『</sup>駅逓局類聚摘要禄』188 頁(『郵政百年史資料』第14巻、1968年)原文のカタカナを ひらがなに、旧字を新字にし、濁点・句読点を適宜追加した。本稿中他の引用も同様。

<sup>5 『</sup>駅逓局類聚摘要禄』189-90 頁(『郵政百年史資料』第 14 巻)

<sup>6「</sup>駅逓局官等月給増設の件」『公文録』(『郵政百年史資料』第1巻、1970年)434-5頁

どしか存在しない繁忙な最高クラスの郵便取扱役と見なされたところで月 10 円の手当と、 正規の官吏にようやく及ぶかどうかといったレベルであり、決して高給ではなかった 7。

表 1 「郵便取扱役等級手当表」

|    | THE |       |  |  |
|----|---|-------|--|--|
| 一等 | 上等                                      | 10 円  |  |  |
|    | 中等                                      | 9 円   |  |  |
|    | 下等                                      | 8円    |  |  |
| 二等 | 上等                                      | 7円50銭 |  |  |
|    | 中等                                      | 7 円   |  |  |
|    | 下等                                      | 6円50銭 |  |  |
| 三等 | 上等                                      | 5 円   |  |  |
|    | 中等                                      | 4円50銭 |  |  |
|    | 下等                                      | 4 円   |  |  |
| 四等 | 上等                                      | 3円50銭 |  |  |
|    | 下等                                      | 3 円   |  |  |
| 五等 | 上等                                      | 2円50銭 |  |  |
|    | 下等                                      | 2 円   |  |  |
| 六等 | 上等                                      | 1円50銭 |  |  |
|    | 下等                                      | 1円    |  |  |
| 七等 | 上等                                      | 50 銭  |  |  |
|    | 下等                                      | 30 銭  |  |  |

出典)大蔵省議「郵便取扱役手当改正の事」1874 年 6 月 22 日、『駅逓局類聚摘要禄』191 頁(『郵政百年史資料』第 14 巻、1968 年)

1874年以前の手当額の詳細は不明であるが、更に時代の下る事例で 1905年の滋賀県山上郵便局の局長手当は月2円(田原、2009、35)であった。第二次世界大戦後に三等郵便局長経験者が「郵便取扱役に対する、給与の実体は請負制にあるので、その自由勤務及兼業兼職の自由と並んで手当の給額はホンの名目に留まった」8と評価したように、郵便制度創業期において郵便局長に与えられた個人収入としての給与はごく僅少に留まった。

もっともこうした給与とは別途、局長以外の雇人の人件費や文具料などの郵便局経営のための必要経費そのものは三等郵便局長に政府から定額の渡し切りという形で別途支給されてはいた。1877年3月の駅逓「調」ノ第八百七十号からは、郵便取扱役には当時年4回必要経費が政府から支払われていたことが判明する。これは、経費支給タイミングの間の三

<sup>7 『</sup>駅逓局類聚摘要禄』190-91 頁(『郵政百年史資料』第 14 巻、1968 年)

<sup>8</sup> 全国特定局長会『特定局大鑑』1950年、99頁

カ月間の資金繰りは局長に任せた自営業的な経営を許すものであったことを意味する。

なお郵便局経営に必要な流動資金を賄うために、局長には郵便切手を販売した代金を郵便局経営のための資金として利用することが許されていた<sup>9</sup>。切手販売代金は郵便局の経営にとって必要不可欠な資金源であったことが推測される。

また同時に、切手販売の増加は局長個人の自営業者としての私的経営利益とも結びつくようになっていた。1881年の農商務省届「郵便切手売下所手数料改正」を見るとそれがわかる。

#### 十四年六月廿日

郵便切手売下所手数料改正

# 農商務省届

郵便局並郵便切手売下所とも郵便切手葉書封皮等、前金を以買下候者は、右売下手 数料として金額百分十を給し来り候処、切手売下所は単に切手類を売候迄にて、郵 便局の如き種々の手数は無之候間、右切手売下所に限り百分七の手数料に改正仕 候条、此段御届申候也 五月十九日農商

#### 内務部議案

別紙農商務省届、郵便切手売下手数料は金額百分の十を給し来候処、以来右売下を なすのみの手数料は百分の七に改正の件、供高覧候也 六月十三日会計検査院へ 通牒 10

19世紀中、郵便局における切手売上総額の 10%は局長個人自身の収入となっていたのである。手数料率そのものはその後何度か修正されるが、1900 年の改正でも売上の 5%が維持され、1931 年 4%に改正されるも、1948 年に廃止されるまで切手販売が局長の個人収入となる制度設計は続いた。なお、切手だけでなく葉書や収入印紙の売上に関しても総額に応じた手数料収入が局長個人に支払われた <sup>11</sup>。したがって個人事業主として見た時、三等郵便局長の局長としての所得の主な源泉は局長手当ではなく、こうした切手などの販売手数料にあったといえる。

一方で 1874 年 9 月には郵便為替規則が公布され、一部の郵便局では為替取扱業務が開始されていった。この業務の実施においては政府は郵便局長に対し、営業資金としての為替準備金の用意を要求した。これは国庫支出での準備や為替掛屋(1881 年廃止)からの借入で賄うことも可能とされたが、基本的には局長の私費で準備されることが想定されていたようである。たとえば、三重県松阪郵便局においては、局長水谷久右衛門は 1874 年 12 月に自

<sup>9</sup>駅逓「調」ノ第八百七十号『太政類典』(『郵政百年史資料』第1巻、1970年)158-9頁 10 農商務省届「郵便切手売下所手数料改正」1881年6月20日『太政類典』254『駅逓局 (寮)達書』(『郵政百年史資料』第10巻、1970年)388頁 11全国特定局長会『特定局大鑑』1950年、1頁、79-81頁

費 300 円を為替役の実施のために用意した。またそれだけではなく、業務トラブル時の担保に自宅の家屋敷を抵当として、その地券を駅逓寮に提出している。地域における郵便為替制度の導入には、準備金を局長個人の私費で用意するだけでなく、私有財産を抵当として自ら差し出す必要があったということになる。

つまり為替取扱役を行う郵便局長は郵便為替制度発足当時から、かなりの経済的な負担を強いられていた。「(郵便為替業務は)明治期の資本主義経済に不可欠な送金システムの両輪(銀行為替・郵便為替)として機能した。その根幹部分では郵便取扱役の家産・資産を抵当とする自己犠牲的な行為があったことは特筆される」とする巻島の評価は重要であろう(巻島、2024、21-25)。一般民間人の経済的自己犠牲行為の上に、初期の郵便制度、郵便為替制度の確立が成り立っていた。

もっとも郵便為替取扱は全郵便局に課された業務ではなかったことには留意が必要である。1875年から始まった郵便貯金制度に関しても、全郵便局の必須業務とはされなかった。 もっともそのためか制度開始初期において貯金取扱局の増加は芳しくなく(表1)、1878年1月にはそういった停滞を踏まえてか郵便貯金取扱に関して局長のインセンティブに訴えかける制度改正が行われる。

# 「貯」第百八号

貯金預所

当局より官員出張候郵便局を除く外、都て貯金預所へ貯金預り方を取扱ふートロ毎に 手数料金一銭宛支給候条、此旨相達候也

但し本文手数料は左の条々に照準し支給可致に付、此段も可相心得事 駅逓局長 内務少輔前島密

明治十一年三月

第一条 手数料は毎月一日より三十一日 (小の月は三十日) 迄に区切り預り金の口数を 計算し下渡し可申に付、金子到着候得者左の雛形の通受取書相認め速に貯金課へ宛て 可差出事

第二条 主任者本人の預け金には手数料給与せざる事

第三条 同日中同人の預け金は幾口に至るも一トロと看做し一トロの手数料を給与すべき事

第四条 集配人脚夫等の如き身元保証として相預くる金高にては手数料給与せざる事 第五条 本局より官員出張候郵便局へは手数料給与せざる儀に付同局よりは口数計算 書を差出すに及ばざるは勿論の事

第六条 徒らに手数料に眩して妄りに口数を増多する等の所為決して之あるべからざる事

この「貯」第百八号 <sup>12</sup>により、1878 年からは郵便貯金取扱量の増加次第で特定局長個人に手数料収入が入るようになった。郵便貯金の金額の多寡ではなく、郵便貯金が行われた回数一件ごとに1銭の収入が局長個人に入る仕組みである。もっとも金額の多寡を問題としない制度設計に悪用が生じたのか、1879 年 11 月には 1880 年 1 月以降における郵便貯金に関する局長の手数料収入の改定が行われている。1880 年以降は局長は貯金回数一件につき3 厘の手数料を受け取るようになった。回数に対する報酬に減額がなされた代わりに、一局での貯金残高総額に対し0.2%の手数料が付与された。この手数料は三ヶ月ごとに取りまとめられ給付されることとされた <sup>13</sup>。

この郵便貯金の増加に対する局長報酬がいつまで制度として維持されたのか現状では史料上把握できていないが、少なくともこうした制度設計を通じて政府は地方の郵便局においても郵便貯金制度が実施されることを期待したと考えられる。また、こうした手数料収入の設計上、各地の郵便局長は職務上の責任感や道徳観からだけでなく、個人の経済的インセンティブの上からも周辺住民に対して貯蓄奨励の活動を行う志向性を持ちうるようになったであろう。切手・収入印紙の販売だけでなく貯蓄の勧奨も、郵便局長にとっては個人利益に直結するようになったのである。

もっとも、1882年時点では、郵便局長が郵便局のための設備投資を自費で行ってもその 費用は支給されないこと、その投資をもって高額寄付者としての政府からの褒賞の対象に なることもないことが制度的に確定するなど、政府が郵便局長に対し私費を投じた自己犠 牲的な経済活動を要求する姿勢全般に変化はなかった <sup>14</sup>。なお、準官吏という扱いを受けて いても郵便取扱役は基本的に徴兵免除にもならないなど、経済的側面以外の優遇措置も限 られていた。

郵便事務のための労働や局舎を無償で提供しなければならなかったことからも理解されるように、三等郵便局長を勤めたのは往々にして、資金や土地に余裕のある地元の名士たちだった。1882年に右大臣岩倉具視は「農商の財産名望ありて郷党隣里に顕はるる者は、大抵戸長若くは衛生委員ならざれば郵便取扱役なり」(多田好問 1906)と述べている。こうした地元の名士たちは往々にして江戸時代の庄屋や商家の系譜を引いており、それまでの家業の経営による資本蓄積があったと考えられる。だからこそ郵便局長の職責が必要とする資金や土地・設備を提供することができたのである。また、こうした地方名望家層は資金力と土地だけではなく、前近代における教育を受けていた層でもあり、読み書き算盤の能力も備えていたことが推測される。こうした人的資本の蓄積の前提があってこそ、日本政府は地方の小規模郵便局経営に関わる経済的負担を担い得る人材を得られたと言えるだろう。

一方で郵便為替業務取扱を筆頭に、制度開始初期の郵便局経営のためには地方名望家個

<sup>12 『</sup>駅逓局 (寮) 達書』 (『郵政百年史資料』 第10巻、1970年) 184-5頁

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> 「梓貯」第二十八号 1879 年 11 月『駅逓局(寮)達書』(『郵政百年史資料』第 10 巻、1970 年)233-4 頁

<sup>14</sup> 「郵便取扱役、郵便函等自費製造の事」 1882 年 6 月 20 日大蔵省議『駅逓局類聚摘要禄』 196 頁(『郵政百年史資料』第 14 巻、1968 年)

人の自己資金の持ち出しがかなり要求されていたことが指摘できる。こうした自己犠牲的な負担を単なる名誉だけで担えるとは、経済合理性の上からは考えづらい。しかし本項が改めて確認したように、切手販売や郵便貯金の利用が増加すれば地方名望家個人の自家経営の直接収入になるという制度設計を踏まえれば、これまで単なる名誉職であり、名誉であるからこそ地方社会における様々な慈善活動を行ってきたとされる三等郵便局長の社会活動の多くが、自己の経済利益の面からも説明がつくものになると考えられる。貯金を含めた郵便局事業の繁盛は、個人事業主としての局長の収入に直結していたのである。

# 2-2 1885年の制度改正のインパクト

# ---全郵便局における貯金取扱の基本的義務化からの新展開

もっともこうした地方小規模郵便局の経営の展開は、政府自らの郵便局関係の制度再編により 1885 年頃に改めて動揺を迎えた。1885 年前後とは中央政府内での太政官制から内閣制度への転換の時期であり、各省庁の権限の再整備を行う中で改めて駅逓局内の制度に関しても制度整備が行われたと考えられる。

たとえば省庁間での権限の範囲の確定のために、1885 年 1 月 13 日には郵便貯金の資金 運用権が駅逓局から大蔵省に移管された。駅逓局側はこの動きに対して反対したが、この制 度改革は断行された。これは、駅逓局に限らず政府内の全省庁が扱う各種の自主財源のすべ てを廃し、政府内の資金管理に関してはすべて大蔵省が一元管理するという権限の集中を 行う制度改革の一環であった 15。なおこの処置がこの後、第二次世界大戦後の財政投融資制 度にも繋がる、郵便貯金を原資とした大蔵省預金部資金制度の源流となっていく(田中 2018) が、当時この改革が決行された理由はあくまで全省庁間での大蔵省の権限範囲の確定のた めであり、郵便貯金による資金調達が既に巨額に成長しており資金源として大蔵省がそれ を意識していたという理由ではないという点には留意が必要である。

郵便局関係の制度再編としてはまた、それまで一等~五等だった郵便局が一等~三等に再編された事で、いわゆる「三等郵便局長」の名称がここで誕生した 16。三等局とはすなわちここまで本稿が述べてきたような、民間人に本業との兼業を許すことで準官吏として郵便局業務を行わせる、局長の自宅やそれに準じる設備を政府資金無しで利用する小規模郵便局を指す。一方で一等局および二等局のほとんどは駅逓局に所属する国家公務員によって運営される規模の大きな国家直営の拠点局であり、役所と同様のものと理解できる。したがって同じ郵便局長と言っても一・二等と三等の局長の間には地位や収入構造に大きな差異があった。

なお地方の小規模郵便局に関する制度のこの時期の一連の再整備の中で、郵便局制度の

<sup>15</sup> 太政官達「貯金取扱事務ヲ以テ大蔵農商務両省ノ共管ト為シ農商務省及駅逓官ノ職制ヲ 更正ス」太政官『公文類聚』第九編・明治十八年・第一巻、1885 年 1 月 13 日

<sup>16 『</sup>特定局大鑑』(1950) では「創業より明治十八年迄が取扱役及局長時代、同十九年以降昭和十二年迄が三等局長時代、以降現在迄を特定局長時代と称し得る」

実体をもっとも動揺させたものは、これまでの先行研究の中ではほとんど取り上げられてこなかったが、1885 年 6 月 25 日駅逓局達甲第百十七号とそれに続く一連の命令であったと考えられる。「自今郵便局は都て貯金事務を取扱ふものとす」としたこの駅逓局達は、つまり国内の全郵便局に対してそれまで任意であった郵便貯金の取扱業務を義務化しようとするものであった。

駅逓局達 十八年六月二十五日 甲第百十七号郵便局

自今郵便局は都て貯金事務を取扱ふものとす、施行日限は追て相達すべし

但土地の状況に依り止むを得ざるものに限り貯金事務を取扱はしめざることあるべ 1.

右相達候事 17

この指令が出されたことにより、郵便貯金取扱局は一時的に、当時全国的に設立されつつあった国立銀行・私立銀行の増加と比べても著しい増加を見せる。しかし、おそらく郵便貯金の全国民的な普及のための施策であっただろうこの全郵便局への貯金業務の義務化は、政策としては失敗に終わった。実際には貯金取扱業務を停止する局や、それどころか閉鎖、廃業する局が続出したからである(図1)。これは、1885年6月25日の同日に前掲の達に次いで出された駅逓局達甲第百十八号が、郵便貯金業務を行う郵便局の局長に対して身元保証金の提出と身元引受人の指定を要求したことが原因であったと考えられる。

駅逓局達 十八年六月二十五日 甲第百十八号郵便局 為替を取り扱ふ郵便局を除く 今般甲第百十七号を以て貯金事務取扱の儀、相達候に付ては、身元保証品差出方等左の 通り相心得べし

第一条 貯金事務を取扱ふ者は身元引受人を立て且つ左の金額の一に相当する身元保 証品を差出すべし

- 一、金百五十円
- 一、金百円
- 一、金五十円

第二条 前条保証金額は土地の状況取扱金額の多寡に依り特に指定するものとす 第三条 身元保証品は左の三種とす

- 一、地所
- 一、公債証書
- 一、通貨

第四条 他人の所有に係る物件は其所有者の承諾書を得て保証に充つることを得 第五条 身元引受人は実価金三百円以上の土地家屋を所有する者たるべし

<sup>17</sup>内閣記録局『法規分類大全』第63運輸門第7郵便、1891年、854頁

但一人に本文の額に満たざるときは二名又は三名の引受人を立つることを得 右相達候事 十八年十月八日甲第二百三十九号を以て郵便局に於て共管する貯金預所 を除く貯金預所へ達す 18

つまり 1885 年時点で政府は、これまで為替取扱局にのみ要求していた抵当の提出や身元 引受人の指定を、急遽全郵便局に対して求めてきたのである。これにより、三等郵便局が郵 便貯金取扱事務を行うためには、局長には以下の条件が求められた。

- ・50~150円相当の保証品(現金・土地または公債)の政府への提出
- ・300 円以上の土地家屋を有する身元引受人の指定

当時の地方経済においてこの要求条件がどれほどの意味を持ったのか、比較として帝国議会選挙の選挙権の条件を参照する。1890年の第一回帝国議会選挙の選挙権は直接国税 15円以上の納入者に限られ、これを満たしたものは全人口の 1%に過ぎなかった。当時の直接国税といえばその大半は地租であり、1890年当時の地租は 2.5%であるから、人口の 1%である有権者の土地資産は 600円以上となる。また 1900年には有権者の条件は直接国税 10円以上という条件になり、また 1899年に地租は 3.3%に増徴されたため有権者となる資産条件は多少緩和され約 303円以上の土地所有者であれば選挙権を得られることになったが、この条件でも有権者は全人口の 2%に留まった 19。

とすれば、貯金取扱事務を行う郵便局長が身元引受人に指定しなければならない 300 円分の土地家屋を有する者は、全人口の 2%の中から指定されなければならないことになる。政府はこの身元引受人の条件を一人ではなく複数人で満たしても構わないという指示は出していたものの、果たしてこれだけの巨額の資金・資産を有する資産家が全国どこの地域でも簡単に見つかるものであったかといえば、疑わしい。また、郵便局長自身が政府に担保として提出することを求められた資産も、かなり高額であったことがうかがえる。

なお 1885 年 7 月 9 日には政府は追って郵便取扱役服務規則を定めた 20。これによれば三 等郵便局長はなおも原則的な兼業の自由を有したが(第六条 郵便取扱役は農商工の業を営むことを得、然れども娼妓貸座敷の業を営み又は金米期月売買の如き危険の商業を営むことを得ず)、同時に自己の私的財産を政府に無償貸与しその設備内で郵便局業務を行うことが依然として義務づけられていた(第九条 郵便取扱役は郵便局又は郵便受取所に使用する家屋を供給するの義務あるものとす。第十条 郵便取扱役は自己の奉職する郵便局郵便受取所又は其近傍の地に於て住居すべし)。

また、ここで改めて全ての郵便局長に対して、200円以上の準備金としての資産を持つこと(第十一条 郵便取扱役は常に実価二百円[郵便為替を取扱ふ郵便取扱役は五百円、郵便

<sup>18</sup> 内閣記録局『法規分類大全』第63運輸門第7郵便、1891年、861頁

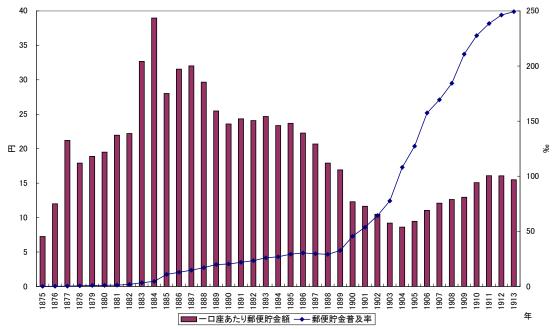
<sup>19</sup> 明治 32 年法律第 43 号「特別年限地租増徴ニ関スル法律」、百瀬孝『事典 昭和戦前気の日本-制度と実態』吉川弘文館、1990 年。

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup>駅逓局達甲第百五十一号「郵便取扱役服務規則ヲ定ム」内閣記録局『法規分類大全』第63運輸門第7郵便、1891年、5-7頁。

受取所の郵便取扱役にして貯金の事務を取扱はざるとき百円以下、之に替へ]以上の土地又は家屋を所有せざるべからず)と 300 円以上の資産を持つ保証人を立てること (第十四条)が義務化された。準備金の最低額は 100 円だが、郵便貯金業務や郵便為替業務を行うためには更に追加で準備金の設定が増額されていることから、貯金・為替業務の実施を決断することは局長に対して大きな追加的金銭負担を要求したことになる。

先行研究で既に指摘されたように、1885年~1890年代には三等郵便局長の中から、郵便局を廃業し民間銀行経営や株式投資に乗り出す人材が続出した。なお寸前の松方デフレ期にはむしろ、「往々富民の利用する処となり、甚しきは一時金融の都合に依り巨額の商業資本」が郵便貯金に流入することもあった(杉浦 1986)。1885年を契機として、郵便局はその人的資本も大口預金もどちらも民間に流出させていったことは、郵便貯金の一口座あたりの額が 1885年以降一挙に縮小していることからも裏打ちされる(図 2)。こうした流出現象は、当該期が企業勃興の時期であり民間に大きなビジネスチャンスがあったという前提はあるものの、これまで「名誉職であるがために選好されていた」と経済的合理性以外の面から理解されてきた三等郵便局長の行動を経済的に説明するものであるように思われる。

# 図2 郵便貯金の一口座あたり貯金額と普及率



郵便貯金普及率 (‰) =人口千人あたり郵便貯金口座数 資料) 郵政省『郵政百年史資料 30 巻』貯第5表、大川一司他『長期経済統計1』第1表

つまり、就任していることそのものが名誉であったはずの三等郵便局長がこの時期に 続々と職を辞していった背景には、政府から現場への無茶な金銭的要求についに地方名望 家が愛想を尽かしたという側面があったと考えられる。そもそも、郵便貯金業務を行うために政府に抵当として差し出すことを要求された 50~150 円の自己資本や、準備金としての200 円以上の土地家屋があれば、その地方名望家には郵便局業務以外にも実行可能な民間投資が他にも十分あったのではないかと推測される。なお、郵便貯金業務を行うために差し出す抵当に対して政府が何らかの利子や給与を給付するという制度設計は無かった。

一連の新たな制度整備により現場から離反が起こったことは、貯金取扱局の減少や郵便局総数減少といった数値に如実に現れているため、政府側も早々に認識はできたものと考えられる。たとえば 1885 年 9 月に提示された新制度は、政府が三等郵便局の貯金業務からの離脱抑制を図った懐柔策であったと推測される。「駅逓局貯金取扱人の立替金に日歩利子を付するの件」<sup>21</sup>として、貯金業務を行う中で三等郵便局長が私費を資金補填のために投入した場合、利子収入が入るようにしたのである。

この新規制度設計により、自己資本を投じた場合にも日歩 3 厘、すなわち単純計算で年 利約 11%弱が局長の収入として入るようになった。これにより、郵便局を営む地方名望家 側にしてみれば、私費を他業種へ投資するか、政府に無利子の担保を差し出してでも郵便貯 金業務を続けるかの選択が、投じる自己資金に対する金利収入の比較ベースで行えるよう になったと言える。

また、1886年には三等郵便局長に対する年額手当の再設定も閣議決定レベルで行われた <sup>22</sup>。「三等郵便局長は判任官官等俸給令に依らず一箇年四百円以下の手当を適宜支給す」として、年額最大 400 円の給与が三等郵便局長に支給されるうるようになった。もっとも、表 2・3を見れば推測できるように、この高収入は高ランクの繁忙な郵便局の局長を引き止めるための釣り餌的な高収入提示であった可能性が高い。この年額手当の設定は 1890年にも追って改正されたが、相変わらず最低等級の郵便局長の年額手当は月額 1 円にも満たない低額であり、この収入だけで地方名望家としての資産形成を維持できる所得になるものではないことがうかがえるのである。

| 表 2 | 1886年6 | 月改正時点` | での三等郵値 | 更局長の年額手当 |
|-----|--------|--------|--------|----------|
|     |        |        |        |          |

| 七等以上 | 上級 | 400 円以下 72 円以上 |
|------|----|----------------|
|      | 下級 | 60 円           |
| 八等   | 上級 | 48 円           |
|      | 下級 | 36 円           |
| 九等   | 上級 | 24 円           |
|      | 下級 | 18 円           |

<sup>21 「</sup>駅逓局貯金取扱人の立替金に日歩利子を付するの件」1885 年 9 月 『公文録』(『郵政百年史資料』第 1 巻、1970 年)560-1 頁

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup>内閣総理大臣伊藤博文「三等郵便局長は判任官官等俸給令に依らず一箇年四百円以下の 手当を適宜支給す」明治 19 年 6 月 18 日閣令第十五号『法令全書』上巻、1886 年、35 頁

| 十等 | 上級 | 12 円  |
|----|----|-------|
|    | 下級 | 9円60銭 |

出典)全国特定局長会『特定局大鑑』1950年、100頁

表3 1890年3月改正時点での三等郵便局長の年額手当

| 二等以上 |    | 400 円以下 85 円以上 |
|------|----|----------------|
| 三等   | 上級 | 72 円           |
|      | 下級 | 60 円           |
| 四等   | 上級 | 48 円           |
|      | 下級 | 36 円           |
| 五等   | 上級 | 24 円           |
|      | 下級 | 18 円           |
| 六等   | 上級 | 12 円           |
|      | 下級 | 9円60銭          |

出典)全国特定局長会『特定局大鑑』1950年、100頁

貯金取扱局、それどころか三等郵便局そのものの減少と停滞は、1890年頃まで続いた(図1)。これまでこの一時的な郵便制度の退潮の動向と原因について具体的な指摘と原因分析がなされたことはほとんどなかったが、本稿はこれを、1885年の郵便貯金業務義務化、それに伴う局長の資金負担の増加によって引き起こされたショック現象であったと評価する。郵便局業務を行うことに伴う資金的負担が、政府側が現場の状況を考慮せず設定した制度改変によりそれまで以上に増大したため、郵便局長業による収入と他産業での起業・投資による収入を天秤にかける地方名望家が多数出現し、そのために起きた三等郵便局大量廃業の流れであったと考えられるのである。

もっとも、銀行業を含めた企業勃興が本格化する 1890 年代には逆に貯金取扱局の減少に 歯止めがかかった(図1)。これは、企業勃興のような民間での投資機会が、全国に一律に 存在したものではなかったことを反映していると考えられる。

そもそも、高額の局長手当を支給される等級の高い郵便局長は、業務の多忙な郵便局を経営している局長である。郵便局の業務が多忙ということは、郵便業本体すなわち運輸業、そして為替・貯金といった金融業、どちらにおいても繁忙ということであり、それはすなわち当該郵便局の設置された地域で民間経済活動が活発であるということに他ならない。 つまりそれは局長にとっても、郵便局を廃して銀行業など他業種へ起業または投資を行い、自営業者としての利益を追求するチャンスが多いということになる。 そうした機会を多く持つ富裕な三等郵便局長は、郵便局業務による負担が強まった際には早々に他業種に転身していったと考えられる。

一方で、政府からの手当にほとんど収入源としての意味がない等級の低い郵便局の局長

は、逆に言えば郵便局業務自体は少なく、農業・商業など自家の他の本業を中心に自家経営を成り立たせていたと考えられる。また、郵便業務本体が少ない地域ということは、物流や送金の需要が少なく、地域全体としての経済活動がまだまだ活発でない地域であったと言える。それはつまり、銀行を新たに設立するといった民間での金融業の振興そのものにリスクがある地域であるということになる。そこに設定された、郵便貯金業務を行うことによる立替金に対して付与される政府からの金利収入は、銀行業に直接関わるハードルが高い地域においては、株式投資や銀行預金に代わる金融収入として自家経営の資産運用ポートフォリオの選択肢に入りうるものであったと推測される。

こうした推測を裏付けるものとして、1920年代の逓信局長会議での参加者の発言がある。 「従来三等局長と言えば、収入と言うよりは、其地位に満足して居ったのであるが、近来は そうした考え方が少なくなって来た。管内の状況を見ても交通の不便なもの、世の文化に遠 ざかって居るもの程、寧ろ成績が良い、私共偶々行って見ましても感心に仕事をやって居る 所がある。それは殆んど皆交通不便な田舎であります、漸次交通便利な処に参りますに従っ て成績が悪くなって居る......報酬が非常に薄い為めに罷める者が多い」

この発言そのものは三等郵便局長=名誉であるといった面を強調しているが、これは地域によっては三等郵便局長業務以上の収入を期待できない場合があったことを示している。 三等郵便局長業務以外でより安定的な高収入が見込める地域であれば、地方名望家は郵便局を廃止してでも他業種に転身していったと考えられるのである。

1950年時点での特定局長会の評価では三等郵便局長業務は「居ながら仕事ができて、所得は少くとも世間体はよし、勤続すれば位階勲等も授けられて、家に箔がつき、子供の縁談にも歩が良くなる、普通なら伜に継がせも出来る、又人によっては政治関係や世間のイザコザから逃避も出来るというわけで、先ず中流どころでは誂え向きの仕事といった商品価値」<sup>23</sup>と評価されているが、こうした評価も、他にビジネスチャンスの多かった地域で他業種に人材が流れたことを否定するものではない。三等郵便局の担い手には、資産に対して費用対効果としては相対的低収入であっても、他地域に進出することを考えない、地元での安定を指向する地方名望家層が残ったがために、1890年代の起業勃興期から三等郵便局数の減少に歯止めがかかったものと推測される。

#### 3 1890 年代以降における貯蓄奨励運動の活発化と地域コミュニティ活動の関係性

# 3-1 政府と財界の認識と対応

もっとも、1885 年以降の三等郵便局の減少の流れを受けつつも、なぜ 1890 年代にそれに歯止めがかかり貯金取扱局が漸増の流れに入ったのか、前項で確認した制度面の整備からだけではまだ説明が足りないように思われる。ここで本稿が注目するのが、1890 年代以降に政府の音頭によって活発化した貯蓄奨励運動である。

1890年、日本では初めてとなる資本主義的な恐慌が発生した。また日清戦争後の1897年

<sup>23 『</sup>特定局大鑑』(1950) 120-121 頁

にも再び恐慌が生じ、これらの経験を経て政府も財界もそれぞれが流動資金の確保の重要性を強く意識していくようになる。1890年の郵便貯金条例制定の時点では政府はまだ「返還期の定まらざる多額の金を国庫に預るは理財上得策にあらざる」と認識しており、後の財政投融資のように第二の財政資金として郵便貯金を意識することはなかったが24、1898年に大蔵大臣井上馨が地方官に発した「貯蓄奨励に関する論達」では、「不必要なる消費を省き且他日に備へしむることは、国家経済上に於ては勿論、彼ら自身に於ても大に利益あること」25と理解し、政府が庶民レベルでの貯蓄に対して貧困対策としてだけでなく一国経済上の意義を見出すようになったことがうかがえる。

1900年の大蔵大臣松方正義は地方官会議上で「貯蓄奨励論」演説を行い、「貯蓄は国民の不生産上の消費を止めて生産上の資本を作る途」26であると主張し、この時期までには政府は個人貯蓄を産業の資金源として明確に認識するに至ったことがわかる。すなわち預貯金を資本として投資する、金融機関の信用創造機能が政府によって重視されるようになり、そしてこの演説やそれに類似した論説が『銀行通信録』『東京経済雑誌』『東洋経済新報』などの財界向け雑誌に掲載されていくことで、民間人にもマクロ経済的な視点から個人貯蓄を資金源と認識する知識が広まって行ったと考えられる。

蔵相松方正義の演説は「貯蓄奨励のこと井上伯が唱導してより目下の問題となり(1898年の井上馨の諭達を指す)、松方大蔵大臣は地方官会議其他に於て之を演説し、山本日本銀行総裁の如きも亦本号別項に記するが如く諸所に於て之を演説するに至り、其筋に於ても目下、郵便貯金奨励法に就き講演中なり」(『銀行通信録』第175号、1900年6月)と、日銀総裁をも動かした。もっとも1900年時点では、銀行関係者はいまだ国民一般に対する郵便貯金の利用の普及を重視しており、小口の個人貯蓄が金融機関に集積されることが銀行経営にとっても有益なものとなりうるという実感はなおも得ていないことがうかがえる。

一方でこうした政策の動きは道義的、通俗道徳的な良識に訴える部分も大きく持っていたために、教育界がいち早く呼応した。たとえば 1900 年の蔵相松方による地方官会議上の貯蓄奨励の演説に対して、当時の主要な教育関係雑誌である『教育時論』にはすぐさま「勤倹貯金の美徳にして放逸奢侈の悪風たること、三尺の童子もまた之れを知る…その悪風が滔々我が上下の社会に浸潤せることも明らか…遅しといへども、社会が漸次覚醒の運に向かへるは賀すべし」と好意的な反応が掲載された。(「勤倹貯蓄を奨励するの議」『教育時論』第 541 号、1900 年)

政府は日清戦争後にその賠償金の一部を預金部資金に繰り入れ、なおかつそれを一般会計の補助資金として使用する経験を経てしまったこともあり、国内経済全体での貯蓄に関する注目以上に、財政資金の補助資金となりえる郵便貯金自体の増減に対する注目を 20 世

<sup>24 「</sup>郵便貯金条例を定む」(1890)『郵政百年史資料 1 巻』47~48 頁

<sup>25</sup> 大蔵大臣井上馨「貯蓄奨励に関する諭達」、『東京経済雑誌』第 931 号(1898 年)掲載。 26大蔵大臣松方正義「貯蓄奨励論」1900 年 4 月地方官会議速記録、『銀行通信録』第 175 号(1900 年 6 月)掲載、926 頁。

紀転換点前後に更に高めていた。しかも郵便貯金は、日清戦争中と戦後恐慌の際には、一時 的とはいえ減少を記録していた。

そのため政府は日清戦争後恐慌の後、「(1897年に郵便貯金は)減少ヲ来シ、実ニ郵便貯金ノ歴史ニー大汚点ヲ付スルニ至レリ、此時ニ当リ経済界ノ救済策盛ンニ朝野ノ間ニ講セラレ、第一着ニ勤倹貯蓄ノ美風涵養ノ緊急ナルヲ認メ、逓信省ハ内務省其他ト相協力シテ諸種ノ手段方法ヲ講究シテ貯金ノ勧奨誘導ニ尽痒シ、大ニ貯蓄心ノ激励ニ努メタリ」(逓信省1910)と、省庁の壁を超えて中央政府全体としての、郵便貯金に特化した貯蓄奨励策を打つことを考え始めるに至る。

こうした政府による郵便貯金への誘導には民間からの賛同も多く、反対の声はほとんど 見られなかった。これは前述のように当時の財界側が、道徳的な意味での国民の貯蓄奨励政 策には賛同を示しても、銀行による個人の零細貯蓄の収集自体は営業コストに対して利益 が見合わないと判断していたという事情があった。(「貯蓄奨励に関する有楽会調査委員の 意見」『銀行通信録』第 180 号 1900 年)銀行条例改正による資金運用条件の緩和や企業勃 興の結果として、1890 年代後半には全国的に貯蓄銀行を含む多くの地方銀行が設立されて いたにもかかわらず(浅井 1979)(図 1)、郵便貯金を民業圧迫であると見なす意見は 20 世 紀転換点当時の日本の経済界には存在しなかった。

民間からはむしろ積極的な個人少額貯蓄の収集は政府に、つまり郵便貯金に任せるという態度が見られた。そのため逓信省は 1900 年前後に、郵便貯金の利便性の改善や当時の人々にとってより魅力的な金融商品になるように、様々な制度調整を行った。たとえば金利は 1898 年に銀行家たちから「安きに過ぐる」と批判的評価を受けたことからも、市中金利と比してあまりにも不利にはならないようにしばしば改正された。また、全国に『郵便貯金案内』と言ったような宣伝パンフレットを配布し、「今は国民全般の勤勉貯蓄の時代」と説いた。1898 年には即時払いが可能になり、1899 年には郵便局員出張取扱制度を設け、郵便局以外での貯金取扱所や臨時の出張取扱を行うことができるようにした。

1900年の貯金取扱所数が郵便局総数よりも多いのは、こうした制度整備によるものと考えられる(図1)。「官衙、兵営、工場其他多人数同時に貯金を為す場所に」「日を定め郵便局員が出張して取扱」うこの出張取扱制度導入の結果、1905年には郵便貯金は約6000箇所の郵便局に加え、出張取扱所を2966箇所、取集場所にいたっては10151箇所と、当時の他の金融機関が到底揃えることのできない豊富な利用機会を提供した。「郵便局の設けなき村落には、予て定めたる役場、学校、神社、仏閣にて、郵便集配人が貯金の取集を為す方法が設けられ」、「態々忙しい中を郵便局まで出かける世話」は不要になった。(逓信省『郵便貯金案内』1905年)郵便貯金は着実に、他の金融機関に先駆けて全国民的な普及を果たすためのインフラ整備を整えたのである。

しかし日本における郵便貯金の普及、ひいては後々まで続く国民的な貯蓄指向意識の形成には、やはり何よりも小学校教育が影響したと考えられる。若年層の行動変容はその後の社会にも大きな影響を与える。そして折しも日本の初等教育就学率は、1900年小学校令改

正に伴う小学校教育の基本的無料化に伴い、1898年の6割台から1900年に8割を超え、1907年には97%と急速に上昇していた(中川1985)。20世紀初頭のこの時期、小学校教育の持つ若年層への影響力、ひいては地域社会への影響力は、大きく強まっていっていた。

ここに登場したのが郵便貯金内における切手貯金制度であった。そしてこの制度こそが、 三等郵便局長の多くを地域における貯蓄奨励運動の最前線に駆り立てたものになったと考 えられる。

# 3-2 切手貯金制度と地域コミュニティにおける貯蓄奨励活動

駅逓局内では子供たちにいかに貯蓄の習慣を教えこむかが、制度創設初期から考究しつづけられていた。既に 1885 年以前から学校貯金法や切手貯金といった海外の様々な学童向けの最新制度が研究されており 27、切手貯金はその中でももっとも注目されていた制度である。

切手貯金はイギリスの郵便貯金で 1880 年導入されたものであり、郵便切手を現金の代わりに用い、台紙に切手を貼り付けそれを郵便局の窓口に提出することで少額の、それも現金を使わずに貯金できるようにするという制度である。お雇い外国人として各省庁の顧問を歴任した経済学者マイエットも 1890 年にこの制度は学童向けに適した貯蓄奨励方法であると評価し(マイエット 1890)、1898 年には国内の経済系雑誌でも「近日世間に称道せらるる切手貯金法の便利にして害なきを信ず」と評価され、「此法を利用し小学校生徒に貯蓄を奨め」るべきであると導入を政府に勧める論調が現れていた。(都倉義一 1898)

1898年時点で「逓信省にては切手貯金に依りて国民の貯蓄心を奨励せんとて其実施方法に就て調査をなしつつあり、遠からず実行を見るに至るべしと云ふ」(『東京経済雑誌』1898)と噂されていた通りに、実際 1900年3月に至って、切手貯金制度は郵便貯金制度内において実施されるに至った。

切手貯金はどのように子供たちの生活の中に、小学校での教育の中に実際に取り入れられたのだろうか。1900年の松方正義の貯蓄奨励論の演説を好意的に取り上げていた教育雑誌『教育時論』のメイン記事の一つは、「小学校に於ける訓練的生活の系統」というものだった。小学校教育を訓練と考えるこの記事の中では、「公共心、時間、虚言、奢侈、剛毅心、狼狽等の欠点は必ず矯正すべし」という目標が挙げられ、「一、倹約心を養成し学用品の消費は自記せしむべし」と、子供たちに対して浪費を戒める教育が必要であると説いた。(田井1900)

全国各地の小学生と実地に接する教師や校長は、こうした雑誌の論調に感化された上で 小学校教育を実践したものと考えられる。そのため、切手貯金のような学童向け貯金制度は、 全国各地の小学校で教師側からの全面協力を得て学校内の教育活動の一環として実践され た。たとえば愛知県渥美郡福岡村では次のような小学校での生徒による貯金行動が奨励さ

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> 「貯金事務大蔵省直接取扱ノ分モ農商務省ニ於テ協議処分セント請フ聴サス」『公文類聚』第9編・第21巻、1885年

▲勤倹貯蓄と慈善喜捨箱…農業養蚕を主とし、果樹蔬菜栽培に、最有望なる土地にも拘はらず、其改良進歩を計らずして、却て実業を卑しみ、金銭を濫費するが如きは、青年又小学生徒に、其弊を及ぼすこと尠からざる…之が矯正策として先づ第一に、小学校生徒に、勤倹貯蓄を奨励せり。即ち学校に於ける生徒の貯金は凡て切手を以てし、学校は予め切手を購入して、必要の都度、之を生徒に譲渡せり。而して切手を購入する金銭の出所に付ても、(一) 父母より特に給与せられたる者、(二) 賞として受けたる者、(三) 自己の労働より得たる者、(四) 学用品の節約に依りて得たるものの四種とし、其他は弊害の生ぜんことを恐れて之を制限せり。(大橋重省1906) (下線部は原文傍点部)

小学校側であらかじめ切手貯金に利用可能な切手を購入しておき、児童が直接に現金を 取り扱う機会はできる限り減らした上で、節約や労働に努めた生徒への褒賞という形で切 手を与えることで、切手貯金による貯蓄を行わせる。こうした方式が当時の様々な教育関係 や地方自治関係の雑誌に掲載されモデルケースとなり、全国でこうした貯蓄教育が行われ たと考えられる。

切手を貼り付けるための貯金台紙が制度施行初期には無料であったこともあり、制度開設当初は「学校生徒の如きは好奇心に駆られ多数の切手台紙を請求するも、実際之を使用して預入を為す者は台紙交付数の五割に達せす」と、台紙の濫費が問題になった(逓信省 1910)。裏を返せば、制度開始直後から全体の台紙交付枚数の 5 割近くは利用され、郵便貯金口座に資金が預け入れられたことを示している。なお、この用紙濫用問題の解決のために施行から約半年後の 1900 年 10 月には、切手貯金台紙は切手を一枚あらかじめ台紙に印字した状態、つまり一枚分の切手料金のかかる商品として、切手同様に郵便局で販売される仕様に変更された。(郵政省、1972)

こうした学校の貯蓄教育の活動は更にしばしば自治体や地元農業団体との連携をも伴い、 貯蓄の形成だけでなく地域産業にも貢献できるような企画がなされた。滋賀県甲賀郡では 「教員が尋常三年生以上の児童を引率し」「小学児童をして螟虫採卵」を行った。これに対 して「百卵に付二銭五厘の割合で農会から賞与」が与えられ、「この賞金を受け足る児童は 郵便貯金として貯蓄するやうに」という企画になっていた。(内務省 1909)

こうした小学校での貯蓄奨励教育はしばしば、「如此励行せる結果は、延ひて家庭に及」 んだ。先に挙げた事例の愛知県渥美郡福岡村では、1903年以来小学校内で生徒に勤倹貯蓄 を奨励した結果として、1905年時点で村内の貯金者200人、貯金は600円を超えたことが 報告され、それは生徒だけの貯蓄ではなく、「現在生徒の父兄母姉の、養蚕養鶏等の如き副 業に依る収益、若くは月々の余裕を、貯蓄」した結果であることが誇らしげに雑誌で取り上 げられた。その内訳は「学校取扱の分」だけで50人以上ありはしたが、「尚此外直接郵便貯 金を為すに至りし者百余戸、殆ど全村の過半に達」するに至ったのである。小学校での教育 は、生徒本人だけでなくその家族の行動にまで影響を及ぼしていった。(大橋 1906)

結果的に、切手貯金の導入をはじめとした郵便貯金の制度整備は、全国民的な郵便貯金の利用と総額の成長を招くと同時に、日本人全体の貯蓄性向そのものを変化させた。1900年には日本の多くの官僚やジャーナリストが自国民の「賭博的国民」性質を嘆いていたが(天野 1900)、1910年頃の逓信官僚の報告を見ると、状況が一変したことがわかる。

本制度(切手貯金)創始と共に、少年教育上の重要なる問題自ら解決せられ…勤倹節約の気風は壮年に於て之を馴致するの難き…克己抑制の鍛練は須らく少年時代の訓練に俟たざるべからず、殊に我邦の如き貨殖を賤しむの弊を存する処に於ては一層其緊切…学生貯金は切手貯金制度開始以来駸々として増進…本邦社会人心に及ぼす感化実に鮮少ならざる…今後十数年ならずして本邦人の思想上に一大革新を加ふるに至るべし(逓信省郵便貯金局 1910)

習慣的な少額貯蓄のような日々の行動習慣は、しばしば子供時代の教育によって一生涯続くものが形成されることがある。また、教育を受け読み書き算盤の他にも知識を得てきた子供から、それまで教育を受けていなかった家族がその知識の恩恵や影響を受けることの重要性は、現在の途上国における SDGs の観点からも指摘される。郵便貯金は 1900 年の切手貯金導入以降、全国的に学生と農業従事者を中心に著しく利用者を増やしたことで、こうした教育の波及効果を実地で証明する実例となった。

実際、統計的に日本経済全体での家計貯蓄性向は、1900年を画期として変化していると評価できる(田中 2018)。20世紀突入後、日本の家計貯蓄率は上昇し、ほぼ恒常的に10%程度以上の水準を維持するようになった。また、郵便貯金からは創業初期に見られた資産家による大口利用の性質が失せ、一口座あたりの小口化、人口あたり普及率の急激な上昇を示し、まさに大衆化の道を進んでいく(杉浦1986)。郵便貯金は20世紀に入ってからついに、設立当初の目標通り、一般庶民のための大衆的零細貯蓄機関としての性質を確立し、その路線で成長していくのである。

もっとも、これほどに切手貯金をきっかけとした郵便貯金の奨励が成功するには当然、地域の現場で制度の実施を担う三等郵便局長たちの協力が存在していなければならなかった。 実際に日本全国で地域の現場で子供たちと接し郵便貯金口座を作成し、子供たちとその家族に貯金を行わせるのは郵便局員、ひいては三等郵便局長たちであった以上、彼らの積極的な協力無しにはこれだけの大々的な貯蓄奨励政策の成功はありえない。

なお国家官僚としての郵便局長の中では、大阪電信郵便局(一等局)の青木大三郎(1894年着任、従七位 28)が 1898年に著した『学童貯金談』に代表されるように、「国家経済上の必要」「社会政策上の必要」「道徳上の必要」から子供たちに対する貯蓄奨励が国家レベルで求められているという政府内の認識が共有されていたと考えられる。先行研究ではこれ

<sup>28 『</sup>官報』第 3391 号、1894 年 10 月 15 日

まで、こうした貯蓄奨励政策における国家官僚の意識や教育者の意識が、地域の三等郵便局長とも共有されていることを疑う視点は入って来なかった。準官吏であり同時に地方名望家である彼らもまた、官僚や教育者たちと同じ職業意識や道徳的理念から、地域における貯蓄奨励運動に活発に協力していったものと考えられてきたのである。

しかし、準官吏の地位を与えられてはいても国家から十分な給与も支給されていない、実質的には兼業の自営業者にすぎない三等郵便局長が、十分な給与を支給されている国家官僚と同じ認識に至ることができたのはなぜか、改めて考えてもよいのではないだろうか。どんな政策を政府が立ち上げたとしても、地域の現場でそれを積極的に実行していく末端の呼応者がいなければ政策の実効性は失われる。20世紀転換点前後、三等郵便局長の中から各地で、貯蓄奨励運動を率先して唱導していく者が相次いで現れた理由は何だったのだろうか。そのきっかけとしても、切手貯金制度は大きく意味を持っていたと考えられる。

なぜなら切手貯金で子供たちが使用することを求められた切手は、すなわちその郵便局が地域で販売したものであり、その販売代金に応じた手数料は三等郵便局長の収入として、直接に局長の自家の経営収入としてフィードバックされるものであったことが指摘できる。また、貯金回数や一局における郵便貯金総額に応じて局長に支払われる手数料収入が、この時期にもまだ給付されていた可能性がある。三等郵便局長にとって、地域における積極的な貯蓄奨励運動に参加すること、とりわけ切手貯金を奨励することは、自己の自営業としての郵便局長業からの収入を増加させる、直接的な営業活動であったと見なすことができるのである。

# 4 個別地域事例で確認する 1885 年制度改正の影響と三等郵便局による貯蓄奨励活動 4-1 静岡県三島町三島郵便局の事例

ここで、切手貯金制度実装以前から地域社会の中で貯蓄奨励運動に積極的だった三等郵便局長の事例から、貯蓄奨励運動と三等郵便局長の関係性がどのようなものであったのかを具体的に確認していく。

静岡県三島市(当時三島町)の三島三等郵便局長の渡辺寿太郎は、三島宿戸長役場から願われて 1886 年 4 月に郵便取扱役すなわち後の三等郵便局長に就任した <sup>29</sup>。なお渡辺局長は局長就任当時 22 歳であり、直前まで存在した別の局長による郵便局舎を直に引き継いで業務を行うことになっていた。直前の局長は実父渡辺佐平治であり、病気による引退と息子への交代であった。もっとも三島郵便局では一時、渡辺寿太郎ではなく第三者である世古六太夫に郵便局業務を引き継がせようとも試みたようだが、世古側から家業の通運請負業に差し障るとして 1886 年 1 月に拒絶されている <sup>30</sup>。当時既に郵便局制度は 1885 年の制度改正を経て、局長就任には前述のような政府への抵当提出と身元引受人の設定が必須であった。

<sup>29</sup> 渡辺寿太郎「被選承諾書」1886年4月21日『三島三等局長会関係古文書綴』

<sup>&</sup>lt;sup>30</sup> 渡辺佐平治「三島郵便取扱役選挙儀ニ付具状」1886年1月4日『三島三等局長会関係 古文書綴』

こうした事情を勘案してか、近隣業種の経営を営み勝手がわかっているはずの他の地方名 望家にとって、既にこの時期郵便局長業は選好されないものであったことがわかる。

渡辺局長は 1886 年 6 月には 500 円以上の地券 (田地五反七畝分) を添えて駅逓局に身元保証書を提出し、郵便為替および郵便貯金の取扱のために必要な条件を揃えた <sup>31</sup>。また渡辺局長には就任から程ない 1887 年頃から既に「勤倹貯蓄」教育を地域で行おうとする意志があった。渡辺局長は『貯金ノ主趣』という私製の郵便貯金宣伝パンフレットを作成しており、これを地元コミュニティに配布することによって草の根の貯蓄奨励活動を行っていたと考えられる。

この私製パンフレットの中で渡辺局長は「時勢の変遷に伴ひ財力の利用は実に無上の勢力を有」すると指摘し、「旧習に泥むときは其嘗て賤む所の金銭の為めに腰を屈して他人に辱しめらるる悲哀に沈淪」すると主張して、「貯金の主趣は恒産を作り恒心を蓄へ以て福祉を増進するに在」るとして貯蓄を称揚した。

三等郵便局長、地方名望家としての渡辺局長が個人貯蓄を重視しようとした姿勢の源は、 当時の政府による貯蓄奨励の理由の一つである、個人消費を抑えることで物価や輸入を抑制しようという国民経済からの視点に重点があるわけではなかった。渡辺局長の中では、少しの資産の有無で資本家になるか無産者になるかの道が分かれてしまうようになった近代社会においては、個人の資産形成こそがリスク回避になるという認識こそが貯蓄奨励に繋がっていた。なお、こうした小資産を積むことで貧困化を防ぎ地域社会全体を支えようとする姿勢は、その後1900年に法制化された産業組合制度の実践の中で産業組合長に就任するような地方名望家の中にもしばしば見受けられる姿勢である(田中2018)。

こうした中で渡辺局長の郵便局の近隣の三島尋常小学校では、1893 年前後に「生徒貯金規定」を制定し生徒に向けた貯蓄奨励を行うに至っていた。この規程は児童に向けたものというよりは教員に向けたものであり、「貯金は常に浪費を省き小を積みて大に至るを楽しむ気習を養成するを務むる」ようにと教員を指導し、「教員は修身教授の際其他に置いて勤倹の美徳たることを諭すと共に貯金の実行を勧むる」べきであると、まずは教員が見本になるようにとの指針が示された。貯金取扱日は週2回、「預金をなさんとする生徒は始業時間前全員に仮通帳を添へて取扱主任者に預入をなすべし」とされた。なお「十銭未満の金額は取纏め、郵便局に臨時預入」られた。(三島市立東小学校1947)収集した貯金の預け先が郵便局であることから、三島尋常小学校におけるこうした運動が渡辺局長の影響の元にあったことは間違いない。

切手貯金制度施行以前からこれほど小学校と郵便局が緊密な連携を取り貯蓄奨励教育を行っていた三島町では、満を持して開始された切手貯金はどのように扱われたのか。まず切手貯金制度開始からわずか2ヶ月後の1900年5月に、渡辺局長が逓信省へ苦情を申し立てる書簡を送っていることが目を引く。何に関する苦情かというと、「切手貯金之義、目下頗る好況を祝し学校及其以上之者より日々要求有之」と切手貯金制度の盛況を報告した後に、

<sup>31</sup> 渡辺寿太郎「身元保証書」1886年6月30日『三島三等局長会関係古文書綴』

結果として三島局は「台紙欠乏し、当局之如きは残枚一葉も無之」状況に陥っているという 苦境を述べる要望書であった。逓信省側も後の記録に書き記した切手貯金台紙の欠乏は(逓 信省 1910)、小学校を中心とした小学生向けの貯蓄奨励運動の実践に伴う大量の台紙需要 によって生じていたことがこの書簡から実証される。

渡辺寿太郎局長は続けて「奨励誘導之期に望み、小生之信用を失するのみならず局の体面にも相関し、且つ学童之如きは時機を阻喪するときは挽回頗る困難…事零細に似たれども…遺憾骨髄に徹し候」と述べ、この問題は己個人の名望の問題であるだけでなく郵便局という官庁制度自体の信用問題であり、その上に子供たちの貯蓄意識の育成の成否がかかっていると、逓信省に事の重大さを訴えた 32。

この年の 10 月には切手貯金台紙が欠乏しないよう、逓信省が形式を改めた台紙を作成し配布から販売に形式を切り換えたことは先述の通りである。こうした各地の三等郵便局長の苦情が、当時の逓信省には殺到していたものと推測される。

これほどまでに台紙への需要が高まった切手貯金は、三島町でどのように利用されていたのか。これを理解するのにちょうど良い資料が残っている。初期の台紙欠乏の混乱がある程度収まった後と考えられる 1900 年 8 月から翌年 3 月までの 8 カ月間分について、具体的な利用状況が推測できる当時の専用の帳簿、『切手貯金預簿』を確認していこう。

そこからは、その8ヶ月の内の切手貯金制度の総利用回数は2527回であり、総額は860円、利用者の内の学生の割合は64%、郵便貯金通帳の新規取得者は二割に及んでいたことがわかる。また、新規の通帳取得者は切手貯金開始に近い時期ほど多く、切手貯金はまさにそれ以前には貯金通帳とは無縁だった層に、貯金保有を促す効果を持っていたといえる。なお、平均預け入れ金額は34銭、最頻値は20銭であった。

またこの帳簿は日計簿であるため、一日の中でどのような集団が切手貯金に来たかを推測することもできる。そのため、一度に小学生が最大では84名、平均約11人の集団をなして郵便局を訪れ切手貯金を行っていたことが判明する。たとえば1900年11月10日には53人の三島尋常小学校の利用者がおり、彼らは小学3・4年生と准訓導、つまり生徒の中に教師が一名混じった集団だった。この学年の卒業者総数が合計410人である事を考えると、この生徒52人は1クラスあるいは2クラス分であり、教師の引率の下で郵便局に行き、切手貯金を利用したものと考えられる。(東小学校『開校八十年史』、三島郵便局『切手貯金預簿』1900年)

このように小学校での教師による教育活動の一環として始められたと考えられる切手貯金は、三島町ではその学生利用者の一部は、やがて個人あるいは二、三人で連れ立って継続して利用するものが現れていったことが確認できる。これは個々の小学生自身の中に、教師の直接的指導なしでも貯蓄行動を行うという指向性、貯蓄行動の習慣化が生じたことを意味する。

<sup>&</sup>lt;sup>32</sup>三島三等郵便局局長渡辺寿太郎書簡草稿、逓信省内青木管督長宛、1900 年 5 月 19 日、 逓信博物館所蔵

三島町における切手貯金の利用者の動向は、教育によって子供たちの意識の中に貯蓄形成への指向性が生まれていく様を、教育の影響を、まさに浮き彫りにしている。こうした小学校による貯蓄奨励教育は町部村部の別無く実行されていたと考えられ、たとえば三島町と同じ静岡県の田方郡の西浦村では小学校の通知簿に、成績や出席日数と並んで「貯金額」の欄があった。(古宇小学校「家庭通告表」1904年)

三島三等郵便局における切手貯金の奨励は地域社会の中で子供たちに貯蓄習慣を形成する上で目覚ましい影響を及ぼしたと考えられる。ただ、一方でこの成果を、地域社会内における影響の側面からだけ見るのも一面的であろう。この貯蓄奨励運動にこれほど積極的であった渡辺局長にとって、その自家経営にこの切手貯金制度の展開はどのような意味を持っていたのであろうか。

まず制度開始期のこの8ヶ月の間に行われた切手貯金は利用回数2527回であり、総額は860円にのぼった。同時期の切手貯金以外の貯金額・回数は不明だが、少なくともこの切手貯金分に1879年当時設定された手数料収入が付与されていたとすると、回数分で7円58銭、1円72銭と、合計9円30銭の臨時収入が追加されたことになる。また、切手貯金の場合は使用する切手自体も地元の郵便局が販売したものが利用されると考えられるため、切手貯金だけで860円分の切手が三島郵便局で販売されたと言える。切手販売の手数料は1899年以降売上の5%に変更されていたが、この切手貯金用の切手からの収入だけで43円に及ぶ。すなわち1900年には年50円以上の追加収入が、切手貯金の励行だけで渡辺局長に入っていたと計算できる。

なお渡辺郵便局長は 1888 年 12 月に「三等上級」局長に任じられており <sup>33</sup>、表 2 の 1886 年 6 月改正時点での三等郵便局長の年額手当を参考にすれば、年 72 円以上の手当を得ていたと考えられる。三島三等郵便局は、三等郵便局としてはかなり繁忙な上級局であったと言え、実際に静岡県の同地域は多くの民間銀行が設立された、経済活動が活発な地域でもあった(田中 2018)。つまり、三島郵便局の立地は郵便局長業務からの収入がある程度見込める場所であると同時に、他業種にその資本や労働を振り向けることでより収入を得られる可能性のある地域であった。

渡辺寿太郎局長が就任する前に局長業を打診された他業種を営む他の地方名望家が就任を断っているように、渡辺寿太郎局長にはいくら先代局長の実子であると言っても、より利益の見込める他の経営を行う選択肢もありえたはずではある。したがって、20世紀転換点期において渡辺局長が郵便局長業務を続け、そして貯蓄奨励運動を盛んに行った行動の背景には、地域コミュニティ全体を豊かにしようとする、地域社会全体の福利を考慮する地方名望家としての意識が強く反映されていたものと評価することができる。

しかし三等郵便局長個々人のモラルを評価するその一方で同時に、地域コミュニティに 対する三等郵便局長の貯蓄の奨励活動が、局長の等級によっては郵便局長業務によって政 府から支給される手当に匹敵する可能性のある臨時収入として郵便局長個人の収入になり

<sup>33</sup> 三島三等郵便局『三嶋郵便局原簿』1888年か

えたこと自体は、無視すべき事実ではないだろう。三等郵便局長にとって、貯蓄の奨励とは 地域社会における貢献ともなりえる道義的な理想であり、政府が要求する職務上の要請で あると同時に、個人の私的利益にもなる多面的なものであったのである。三等郵便局長の貯 蓄奨励政策に対する高いモラル意識や行動としての積極的な呼応は、その活動が収入とし てフィードバックする制度設計の上でこそ、幅広く全国的に見られたのではないだろうか。

# 4-2 東京府多摩地域の事例

次に、三島町ほどの民間銀行業の展開しなかった、すなわち資産を投資しての金利的なビジネスチャンスが相対的に少なかったと考えられる地域での三等郵便局の展開を確認する。 郵便創業期から 20 世紀初頭における多摩地域(初期は東京府ではなく神奈川県など属した) の郵便局の展開はまず、以下のようなものである。(表4)

表4 明治期の多摩地域の郵便局の展開

| 郡   | 地名   | 開設年  | 郵便取扱人名  | 備考       |
|-----|------|------|---------|----------|
| 北多摩 | 府中   | 1872 | 矢島九兵衛   | 戸長       |
|     | 布田   | 1872 | 箕輪十郎右衛門 |          |
|     | 田無   | 1872 | 下田半十郎   | 戸長       |
|     | 下布田  | 1873 | 粕谷有隣    |          |
|     | 小川   | 1873 | 小川弥次郎   | 1875 年廃止 |
|     | 砂川   | 1873 | 宮崎五百里   | 1874 年廃止 |
|     | 熊川   | 1874 | (不明)    | 1875 年廃止 |
|     | 拝島   | 1875 | 臼井留兵衛   | 旧名主      |
|     | 中藤   | 1878 | 渡辺市太郎   | 1879 年廃止 |
|     | 小川   | 1880 | 森田蔦吉    |          |
|     | 上石原  | 1883 | 箕輪庫之助   |          |
|     | 布田   | 1892 | 原雄一     |          |
|     | 小平   | 1893 | (不明)    |          |
|     | 立川   | 1902 | 中島治郎兵衛  | 郡会議員     |
|     | 国分寺  | 1908 | 小柳九一郎   |          |
| 西多摩 | 青梅   | 1872 | 丸山安兵衛   |          |
|     | 五日市  | 1872 | 内山蔵之助   |          |
|     | 氷川   | 1877 | 清水庄五郎   |          |
|     | 箱根ヶ崎 | 1879 | 村山為一郎   | 1885 年廃止 |
|     | 羽村   | 1896 | 島田源兵衛   |          |
|     | 檜原   | 1900 | 吉野郡次    |          |

|     | 沢井     | 1902 | 小澤太平   | 三田村村長       |
|-----|--------|------|--------|-------------|
|     | 箱根ヶ崎   | 1905 | 志村金太郎  |             |
|     | 福生     | 1911 | 田村幸三   |             |
| 南多摩 | 八王子    | 1872 | 川口七郎兵衛 | 名主          |
|     | 日野     | 1872 | 佐藤彦右衛門 |             |
|     | 原町田    | 1872 | 武藤七郎兵衛 | 戸長          |
|     | 小野路    | 1875 | 細野政篤   | 村用掛、1885年廃止 |
|     | 町田     | 1890 | (不明)   |             |
|     | 小野路    | 1902 | 橋本政清   |             |
|     | 恩方     | 1902 | 中島仙助   |             |
|     | 淺川     | 1905 | 鈴木淳一   |             |
|     | 八王子八幡町 | 1905 | 西川定吉   | 織物業         |

出典) 近辻喜一「多摩の郵便」『郵便史研究』(第17号、2004年) 表1から作成

こうして郵便局の展開を一覧すると、1885年に廃業した郵便局が複数見られる。第二節で確認したように、1885年から突然全ての郵便局に金銭や土地家屋を保身元保証として抵当に差し出すことを三等郵便局長に求めた政府の政策は、やはり実態として現場にかなりの無茶を強い、時には廃業を決断させるものであったことがうかがえる。

この中から、個別事例として拝島郵便局の状況をもう少し詳しく参照していく。拝島郵便局は 1875 年 5 月 15 日に、旧名主であり拝島戸長を勤めていた臼井留兵衛が郵便取扱役を兼任することで開局した。局舎は就任の直前 5 月 12 日に完成したとのことであるため、自宅ではなく別途自宅敷地内に建屋を設けたものと考えられる。つまり、臼井局長はこの郵便局業務のために、私費で建物を建設できるだけの富裕層であった 34。

臼井家の富裕性については、以下のような評価が残っている。

先代は幕府の大奥に納める呉服の総本締で或る時吉原の大門を締め切っておいらんを 総挙げし配下の者も豪遊させたと言う程の身代で留兵衛さんの時はすでに下り坂であ ったがそれでも留兵衛さんの嫁は長岡(現西多摩郡瑞穂町)の清水弥平次大尽から来て 嫁入道中の家々に一軒残らず酒を振舞ったと言う話だ(『拝島郵便局の百年を語る』13 頁)

拝島村においてはこうした、旧名主であるというだけでなく呉服の卸売もかつて手がけた豪農の家が、郵便局業務を引き受けた。郵便局の事務は局長の家族が行い、配達員として

<sup>34</sup> 榎本良三 (拝島郵便局長)『拝島郵便局の百年を語る』(1975) を参照、拝島郵便局に関する本節の記述は別記がない限り基本的に同書による。

別途雇人が一名いたとされる。業務は郵便の引受と配達のみであり、制度が発足しても為替や貯金業務は取り扱わなかった。そうした中で、1883年には初代局長の臼井留兵衛の息子である臼井一郎が局長職に就任した。

1885年11月30日には拝島局も郵便貯金の取扱を開始したが、これは第二節で見たように同年6月25日に出された駅逓局達甲第百十七号を受けて、全郵便局は郵便貯金事務を取り扱うことという指令に従ったものと考えられる。

しかし拝島局は 1886 年 4 月 1 日には再び郵便貯金事務取扱を廃止した。その上、6 月 1 日には先代局長であった臼井留兵衛が、局長に復職している。この過程で臼井家の中でどういった経営判断が行われたのかが把握できる史料は現状確認できていないが、郵便貯金取扱に伴う資産の抵当差し出しや身元引受人の設定を巡って、臼井家の中で改めて郵便局業務に関して再考が行われたことは間違いない。多額の抵当を差し出してまで郵便貯金の取扱を維持することと跡継ぎである臼井一郎がそのまま郵便局長業務を継続することは、現状の制度の中では臼井家の経営にとって得策ではないという判断が行われ、結果的に貯金事務を廃止するとともに先代臼井留兵衛が再度駆り出されたものと推測される。

臼井一郎がこの後どのような職に就いたのかは定かではない。一方で拝島郵便局は郵便 貯金や為替の私費立替金に金利収入がつくようになってから久しい 1894 年 1 月 1 日から、改めて為替・郵便貯金事務の取扱を開始した。なお 1897 年の時点で臼井留兵衛の主要事業は養蚕、土地資産は 1000 円 (地租 25 円)と、かなりの資産家であったことが判明する 35。しかし 1907 年 12 月 17 日には局長臼井留兵衛は高齢(当時 62 歳)を理由に辞意を表明し、辞任した。この事態に拝島村の村会では、このままでは「局が無くなってしまいそうだと議員さんが心配した」という状況になったという。

この時点で臼井局長による郵便局業務の遂行に関しては、監督官庁が来て帳簿を監査した際に帳簿が合わず、局近くの荒物屋に臼井家の娘が行っては小銭を借りてきて臨時に凌ぐなどの杜撰な会計事務処理が見られ、「成績が悪いから拝島の局は潰してしまえと言うことになった」という悪評が立っていたことが知られる。そのため、村役場で村会議員が議論した結果として「臼井留兵衛さんの家でやって居たいことは居たいが」臼井家の家業としてそのまま郵便局業務を行わせることは不可能だという判断に至り、局舎の変更を伴って、新たに宮岡与吉が郵便局長に就任する流れとなった。

もっとも 1907 年末の宮岡新局長の就任に新局舎の建設は間に合わず、村内の「島田屋」の一角を間借りして業務が行われた。宮岡与吉の自宅で経営しようという動きもあったが、この試みは断念されたと言われている。宮岡局長はこの後、局長就任から 2 年も経たずに辞任の意志を表明したため、改めて村会議員が村役場に集まって後任を誰に任せるか相談することになったという。

なお、宮岡与吉は 1895 年時点で『日本紳士録』第三版に地租 15 円以上すなわち土地資産 600 円以上を有することが記されており、臼井家ほどではないが資産家であることが判

<sup>35</sup> 柴田勇之助『武蔵国三多摩郡公民必携名家鑑』1897年、99頁

明している。また 1900 年に設立された拝島産業銀行(資本金 6 万円)の取締役にも就任しており、1907 年の郵便局長就任時点で宮岡与吉は、地元の銀行業と郵便局長業を兼任していたことになる。(『日本全国諸会社役員録』1907)兼業の禁止がなされていない以上、郵便局長が銀行役員を兼ねていても制度上の問題はないが、郵便局内では他業者の預貯金や為替業務を行ってはいけない禁止規定があったため、宮岡局長の自宅で郵便局業務を行うことが断念された可能性がある。

このように地域社会の現場では銀行業と郵便局長業が近しい人材、ともすれば同一人物によって兼ねられることがあったことは、拝島村の事例からも実証される。しかし宮岡局長の短期間での局長辞任という行動に見られるように、銀行業で枢要な職務に就きうるだけの資産を持つ者にとっては、郵便局長業による利益より銀行役員業による利益の方が選好される場合が多かったと推測される。

こうした中、1909年6月1日に宮岡与吉局長は辞任し、榎本亀太郎が新たに自宅を局舎として提供することで、拝島郵便局はそちらに移転して存続することとなった。「仕方なく宮岡さんが後を引受けたがこれも永続きせず誰もやり手が無くて拝島局が無くなってしまうと言う騒ぎに成った。それで村会が集まって協議した結果榎本亀太郎さんが私がやりましょうと行ったので拝島局が無くなってしまう所を存続することに成ったので一同大変喜んだ」(『拝島郵便局の百年を語る』15頁)36という評価がなされていたように、20世紀初頭において郵便局長業務というものは当時、個人の経営として積極的に選好されるものではなかった。しかし同時に地域コミュニティの中で必要不可欠なインフラであることは理解されており、だからこそ地域内で負担を押しつけあう義務になっていたことがうかがえる。

榎本亀太郎は自宅の庭に改めて局舎を建設し、局内の事務は局長の実子である榎本高亮が担当した。なお、この榎本高亮は1921年に拝島局長に就任しており、さらにその実子榎本良三は、第二次世界大戦後にこの拝島郵便局長に就任している。拝島村では榎本家の実質的な家業として三等郵便局長業が相続されていったことが理解できる。ただし家族だけですべての局内業務を賄ったのではなく、事務員雇人として二名が外部から雇われている。

当時の窓口取扱時間は午前 6 時から午後 10 時であったと村民には認識されており、「時間はあったが家の人が内々で事務を取っていたのでかなり永い時間扱ってくれた」として、実質的に営業時間の設定は無いに等しい自営業的なものであったと考えられる。

なお、榎本亀太郎は 1921 年に局長を辞した後、1925 年には地元で蚕種製造会社である 豊成館を経営するに至っている <sup>37</sup>。1897 年時点でも榎本亀太郎は蚕種製造業を営んでいた ことが知られており、地租 6 円を納税すなわち土地資産 240 円を有していたことから <sup>38</sup>、 元より榎本家の本業としての蚕種製造業があり、その経営の基盤の上に郵便局業務が追加

<sup>36</sup>語り手は和田清秋 (元拝島村長、インタビュー実施 1975 年時点で 82 歳)。

<sup>37</sup> 日本産業新報社『関東地方養蚕組合名鑑』1925 年

<sup>38</sup> 柴田勇之助『武蔵国三多摩郡公民必携名家鑑』1897年、99頁

されたことがわかる。また、村会議員を勤めるなど村内での地方名望家的な立ち位置にいることは間違いないものの、資産規模の面から見るとそれまでの臼井家・宮岡家と比べて相対的に小規模である。臼井家・宮岡家のレベルの自己資本があった場合、郵便局業に対する固定投資を行うよりは他業種に対する投資を行った方が有利であった可能性がある。

こうした中で榎本家にとって 20 世紀転換点前後の貯蓄奨励政策への反応はどのようなものであったのだろうか。1893 年生まれの元拝島村長和田清秋が幼少期のことを回想して語ったところによると、拝島郵便局は 1900 年の切手貯金制度開始以降、確かに切手貯金制度利用の励行を行っていたことがうかがえる。

私が学校へ行って居た明治三十四年頃ですが無駄使いをしないで局へ一銭もって行っては切手を買って来ていた。学校が終ると局から台紙というのが来ていて一銭もらったのを菓子を買はないでその台紙にはった。二十枚になると通牒に二十銭と記入する。私は余りやらなかったが他の生徒はよくやった。当時の貯蓄奨励であった(『拝島郵便局の百年を語る』16頁)

こうした事例からは、切手貯金による切手販売と貯金利用の二重の手数料収入が入る機会は、確かに地元の三等郵便局長によってしっかり捉えられようとしていたことが確認できるのである。日本全国各地で行われた三等郵便局長による地元小学校生徒に対する貯蓄奨励運動の活発さは、その成績が三等郵便局長自身の収入に直結していたことを、無視してはやはり理解できないと言えるだろう 39。

# 4 小括

本稿では、日本の近代だけでなく戦後の高度経済成長期までの投資資金を原資面から支えてきた大衆的な貯蓄志向性が、20世紀転換点前後に形成されるにあたって、地域の特定郵便局というファクターによってどういった影響を受けてきたのかを確認してきた。

ここまでに見てきたように、第二次世界大戦以前における特定局制度、すなわち三等郵便

39 なおその後 1916 年以降に始まった簡易保険に関しても加入成績に応じて収入が入ったため、その勧奨にあたっても郵便局側の強い熱意があったと指摘されている。たとえば拝島郵便局では

榎本良三(現局長)「大正五年に簡易保険の募集が始っていますがその頃の話はありませんか例えば無理に入れさせられたような話は」

小林宰吉(元拝島村会議員、1894年生まれ)「当時最高十銭掛で二十二円の保険でした本当を言うと無理に入れさせられた様なものですが考えて見ると貯金だからどんな率が悪くともやっておけば何とかなると言う気持ちで入りましたハハハ」(『拝島郵便局の百年を語る』17頁)

といった多少強引な勧誘が行われたことが記録されている。

局制度は、そもそもが政府の財政コスト節約の思惑から生じたものだった。それは民間の他の事業者をほぼ無償でありながら兼業を許すという形式で雇うことで、政府側にとっては破格の低人件費で郵便局事業を運営するものであり、業務量や責任の重さに応じた収入が約束されることのない雇用形態だった。もっとも実質的な自営業者である三等郵便局長側もまた、政府に一方的に従うのではなく、地域経済の状況を見据えながら、自家の経営にとって郵便局長業がどれほどの収入になるかを他業種でのビジネスチャンスと比較検討していたと考えられることが、本稿の分析により浮かび上がってきた。

1885年に政府が突然すべての三等郵便局長に対して自己資本の抵当入れと身元保証人の設定を求めてきたとき、多くの三等郵便局はその分の自己資本をそのまま郵便局業務に投じるべきか、それとも郵便局を廃業して他の事業に資金を投資するかの経営判断を改めて行い、実際に多くの郵便局が廃止された。地域社会の中で地元の郵便局が廃止されることは地域内の通信・運輸のインフラの充実度の低下を意味したため、郵便局の維持そのものは地域社会の中で集団的義務として意識はされていたが、少なくとも20世紀初頭に至るまでその経営を担当することは多くの地方名望家にとって負担と意識されていた。

これまで三等郵便局長はすなわち名誉職であり、政府から与えられる官吏としての称号があり、地域全体の社会的利益に尽くせるのならばそれで良しとする、利益を度外視した地方名望家が多く存在していたからこそ担われてきたものだと理解されてきた。三等郵便局長の全国的な展開を分析するにあたって、その経済合理性や彼らの経営判断について考慮する視点はほとんど加えられてこなかったのである。

しかし本稿が行った 1885 年の制度改編のインパクトがもたらした影響の、統計と個別事例双方向での確認からは、20 世紀転換点前後における三等郵便局数の増減の推移は、自己犠牲的な地方名望家の経済合理性度外視の行動としては説明がつかないものである。もちろん、自己犠牲的な地方名望家の行動として理解できる側面が無いわけではないにせよ、資産による利子収入の機会と給与や手数料による収入機会の問題を完全に度外視しては、この時期の三等郵便局長および候補者であった他の地方名望家たちの行動の説明はつかないと考えるべきであろう。

切手貯金制度に代表される、地域の小学校を巻き込んだ若年層を対象とした貯蓄奨励運動は、やがてその家族までをも巻き込むものとなり、また若年層がやがて成人する過程を経て、全国民的な貯蓄習慣を日本社会の中に形成した。金融教育が経済的行動習慣にもたらす影響は少なくとも 20 世紀転換点の日本においては非常に大きかったと言える。しかし一方で、こうした貯蓄奨励運動がスムーズに全国的に進んだ背景には、地域の現場でこうした貯蓄奨励に進んで協力した各地の三等郵便局長がいたことがあった。そして彼らの積極的な行動自体は、理念的なものが無関係であったわけではないにせよ、切手貯金制度に象徴されるように、地域における貯蓄活動の隆盛そのものが個人事業主としての郵便局長個人の収入に直結するという家計レベルでの制度的誘引があってこそであったと言える。

一国経済レベルでの貯蓄行動を動かすために政策を施行しても、実際にそれが現場で積

極的に受容され実行されなければ効果は無い。そして現場を動かすには、理念だけでなく実際に現場にとっての何らかのメリットが存在することが必要である。本稿は改めて、創業期から 20 世紀転換点頃における三等郵便局制度の具体的制度を見直すことで、この制度の地域社会および政策への影響を測り直したものである。

# 参考文献

青木大三郎(大阪電信郵便局長)『学童貯金談』1898年

浅井良夫「貯蓄銀行法の成立と独占的貯蓄制度の形成(上)」『経済研究』第64号、1979年 天野為之「賭博的国民は外資輸入を語る可からず」『東洋経済新報』第155号、1900年 カレル・ヴァン・ウォルフレン『人間を幸福にしない日本というシステム』毎日新聞社、1994 年

榎本良三『拝島郵便局の百年を語る』1975年

大川一司他『長期経済統計1』東洋経済新報社、1975年

大橋重省「社会化したる小学校」『斯民』第一編第9号、1906年

交詢社『日本紳士録』第三版、1896年

柴田勇之助『武蔵国三多摩郡公民必携名家鑑』1897年

商業興信所『日本全国諸会社役員録』1907年

杉浦勢之「大衆的零細貯蓄機関としての郵便貯金の成立-日清戦後の郵便貯金の展開とその性格-」『社会経済史学』第 52 巻第 4 号、1986 年

田井嘉藤次「小学校に於ける訓練的生活の系統」『教育時論』第541号、1900年

多田好問編『岩倉公実記 下巻』1906年

田原啓祐「戦前期三等郵便局の経営実態-滋賀県山上郵便局の事例より」『郵政資料館研究 紀要』第1号、2010年

近辻喜一「多摩の郵便」『郵便史研究』第17号、2004年

都倉義一「如何にして預金を吸収すべきや(続)」『東洋経済新報』第 95 号、1898 年 逓信省『郵便貯金案内』1905 年

逓信省郵便貯金局『郵便貯金局郵便貯金事務史 第一編』1910年

寺西重郎『日本の経済発展と金融』岩波書店、1982年

東京銀行集会所『銀行通信録』第175号、1900年6月

内閣府『官報』第 3391 号、1894 年 10 月 15 日

内閣官報局『法令全書』明治19年上巻、1887年

内閣記録局『法規分類大全』第63 運輸門第7、1891年

内務省『実験談 第二回地方改良事業講習会』1909年

中川清『日本の都市下層』1985年

中西聡『資産家資本主義の生成-近代日本の資本市場と金融』2019年、慶応義塾大学出版

会

日本産業新報社『関東地方養蚕組合名鑑』1925年

パウル・マイエット『農業保険論』1890年

巻島隆「明治期の三重県松阪郵便取扱所、永谷久右衛門-飛脚問屋からの転身」『郵政博物館研究紀要』第15号、2024年

三島郵便局『切手貯金預簿』1900年

宮地正人『日露戦後政治史の研究』1973年

迎由理男『郵便貯金の発展とその諸要因』国際連合大学、1981年

山中永之佑『近代日本の地方制度と名望家』弘文堂、1990年

郵政省編『郵政百年史』吉川弘文館、1983年

郵政省編『郵政百年史資料第 1 巻 郵便貯金・為替 太政類典、公文録』吉川弘文館、1971 年

郵政省編『郵政百年史資料第 10 巻 駅逓局(寮)達書』吉川弘文館、1970 年

郵政省編『郵政百年史資料第 14 巻 駅逓局類聚摘要禄』吉川弘文館、1968 年

郵政省編『郵政百年史資料 29 巻 郵政総合年表』吉川弘文館、1972 年

郵政省編『郵政百年史資料第30巻 郵政統計資料』吉川弘文館、1968年

有楽会「貯蓄奨励に関する有楽会調査委員の意見」『銀行通信録』第180号、1900年

# 雑誌・一次史料

「勤倹貯蓄を奨励するの議」『教育時論』第541号、1900年

「貯金事務大蔵省直接取扱ノ分モ農商務省ニ於テ協議処分セント請フ聴サス」『公文類聚』 第九編・第二十一巻、1885 年

「切手貯金実行の議」『東京経済雑誌』第931号、1898年

東小学校『開校八十年史』手稿、1947年か

古宇小学校「家庭通告表」1904年

# 三島三等郵便局関係史料(逓信博物館所蔵)

渡辺寿太郎「被選承諾書」1886年4月21日『三島三等局長会関係古文書綴』

渡辺寿太郎「身元保証書」1886年6月30日『三島三等局長会関係古文書綴』

渡辺寿太郎「書簡草稿」逓信省内青木管督長宛、1900年5月19日『貯金奨励書』

渡辺佐平治「三島郵便取扱役選挙儀ニ付具状」1886年1月4日『三島三等局長会関係古文 書綴』

渡辺寿太郎『貯金ノ主趣』1887年

- 三島三等郵便局『三嶋郵便局原簿』1888 年か
- 三島郵便局『切手貯金預簿』1900年